

コメント

大久保直樹

# どこにつながっているか？

→ 独禁法をはじめとする競争法は  
何を守るものなのか

# 買い手パワーが登場する文脈

1. 買い手パワーそのものの規制についての議論

2. 売り手パワーを規制する際に買い手パワーをどのように考慮するか

……Ex. 日清・明星の企業結合事例

\* このコメントの対象は、1. に限定

# 買い手パワーについての2つの立場

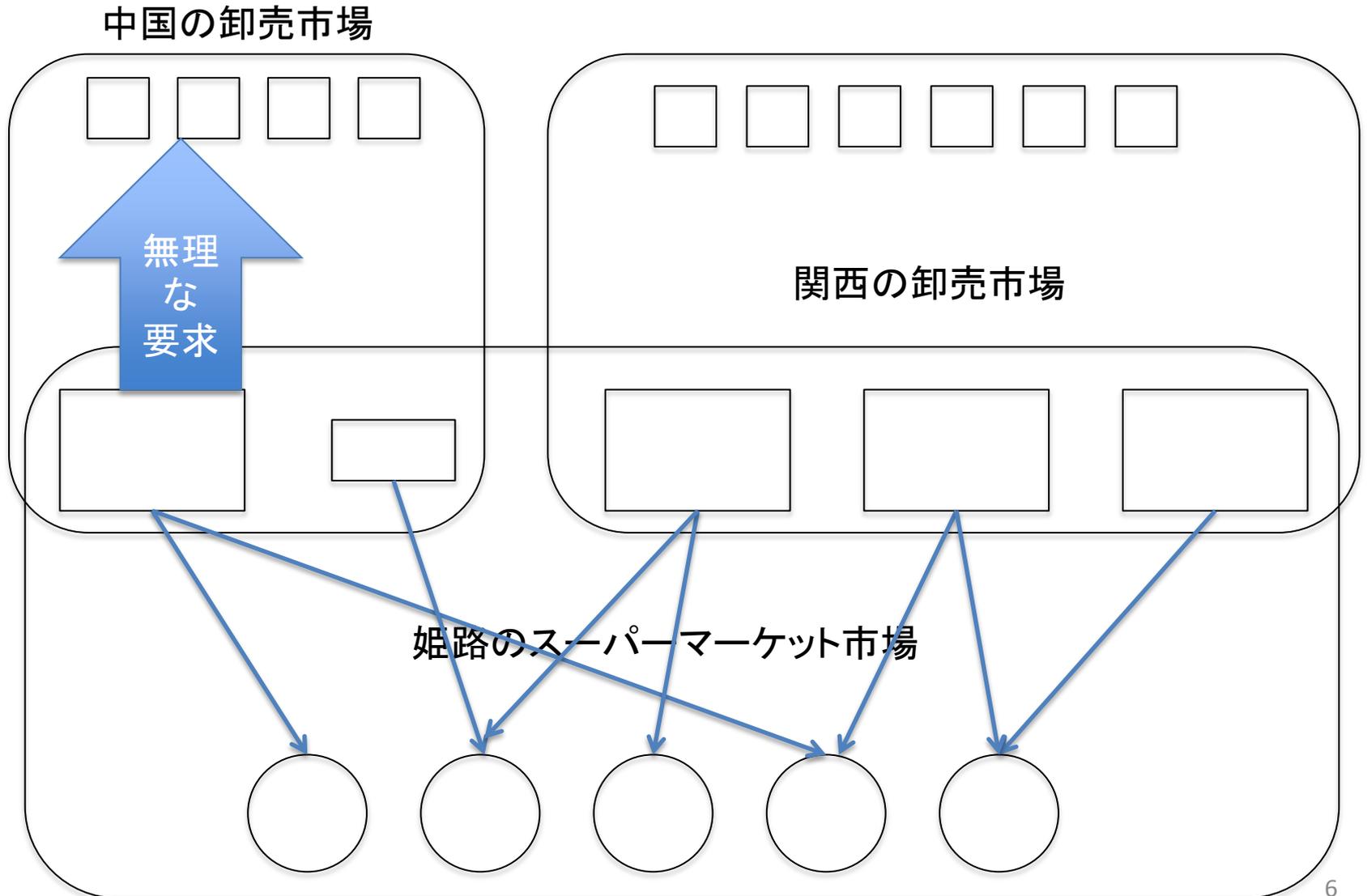
1. 供給者に不利益をおよぼすことそれ自体が  
問題

2. それ自体ではなく、回り回って川下市場の需  
要者に悪影響をおよぼすことが問題

# 2つの立場の分かれ目

供給者には不利益がおよぶが  
需要者におよばない場合について  
規制すべきとかがえるかどうか。

# 仮想的具體例



# 買い手パワーについての2つの立場

1. 供給者に不利益をおよぼすことそれ自体が  
問題……優越的地位の濫用規制

2. それ自体ではなく、回り回って川下市場の需  
要者に悪影響をおよぼす場合が問題  
……ウォーターベッド効果

# 検討①

競争法は需要者を守るものである



川下市場の需要者に悪影響がおよぶ場合にのみ  
規制すべき？

## 検討②

- ・売り手パワーも買い手パワーも規制の対象であるが、ほとんどの場合、売り手パワーを念頭に議論を組みたててきた。

- ・上の文脈で、「競争法は需要者を守るもの」といわれてきた。

## 検討③

- 買い手パワーを論じるときには、それに応じて「競争者は需要者を守るもの」という命題も修正が必要。
- 売り手パワーを問題にするときの需要者に相当するのは、買い手パワーの場合は供給者

以上